

平成 30 年度以降の制度見直しの方向性について（案）

1. 全体としての方向性

国の条件に合致する制度を整え、地域医療介護総合確保基金を活用することを前提とし、それぞれの項目について、制度の詳細を検討していく。

2. 各項目についての方向性

(1) 対象者について、千葉県出身者に限定する。出身者の定義については「ふるさと医師支援コース」の定義を参考に、具体的な内容を今後決定していく。

【ふるさと医師支援コースの定義】

- ①千葉県内に住所を有する方
- ②大学に入学する前の一年間県内に住所を有していた方
- ③千葉県内の高等学校等を卒業又は修了した方
- ④二親等以内の親族が県内に住所を有している方

(2) 修学資金の返還免除に係る要件として、従来から県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修を原則としていることを踏まえ、県内での臨床研修を義務付ける。

(3) 貸与した修学資金の返還免除に係る要件について、県（地域医療支援センター等）が策定する「キャリア形成プログラム」に参加することを義務付ける。

「キャリア形成プログラム」については、医師ローテーションに係る配置方針 **資料 2** を踏まえ、地域医療支援センターに設置するキャリア形成プログラムワーキンググループ **資料 3** で検討する。

(4) 貸与した修学資金の貸付金利について、適切な金利を設定する。
他県の状況等をふまえ、10パーセントで設定する。

（参考）国から提示された条件

地域医療介護総合確保基金を活用する場合の条件として、新たに以下の条件が提示され、平成 30 年度以降の新規に貸付を行う学生については全ての要件を満たす必要がある。（平成 29 年 2 月 14 日付け厚生労働省通知）

- (1) 対象者について、都道府県内出身者に限ること。
- (2) 修学資金の返還免除に係る要件について、都道府県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。
- (3) 修学資金の返還免除に係る要件について、都道府県（地域医療支援センター等）が策定する「キャリア形成プログラム」に参加すること。
- (4) 貸与した修学資金の貸付金利について、適切な金利を設定すること。